

令和4年7月10日執行参議院佐賀県選出議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書の概要

1 選挙運動費用収支報告書の提出者

	今 回	前 回
候補者数	5 人	2 人
提出者数	5 人	2 人

*「前回」とは令和元年7月21日執行参議院佐賀県選出議員選挙をいう。
以下同じ。

2 収支の状況

(1) 収 入

収入総額は、約19,650千円で前回(約16,248千円)に比べ、約3,402千円の増加(前回比120.9%)となっている。

①収入総額

今 回	前 回	前 回 比
19,649,525円	16,247,729円	120.9%

②一人当たり

今 回	前 回	前 回 比
3,929,905円	8,123,864円	48.4%

(2) 支 出

支出総額は、約36,209千円で前回(約25,628千円)に比べ、約10,581千円の増加(前回比141.3%)となっている。

①支出総額

今 回	前 回	前 回 比
36,208,655円	25,628,469円	141.3%

②一人当たり

今 回	前 回	前 回 比
7,241,731円	12,814,234円	56.5%

3 収支の項目別内訳

(1) 収 入

収入の構成比は、64.0%が寄付、36.0%がその他の収入となっている。

19,650千円	収入額	
	寄 付	その他の収入
	12,581千円 (64.0%)	7,069千円 (36.0%)

(2) 支 出

支出額が多い項目は、広告費、印刷費、家屋費、人件費の順で、この4項目で支出額全体の約84.6%を占めている。

(単位:千円、%)

		支出額									
		人件	家屋	通信	交通	印刷	広告	文具	食糧	休泊	雑費
36,209		2,815	3,842	540	1,908	5,635	18,355	78	1,188	348	1,500
100.0		7.8	10.6	1.5	5.3	15.6	50.7	0.2	3.3	0.9	4.1

<注>割合の小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計は100%とにならない。

(3) 選挙公営費

(2)の印刷費、広告費の支出額のうち、選挙公営費として17,942千円(印刷費4,513千円、広告費13,429千円)を県が負担した。これは支出額全体(36,209千円)の約49.6%にあたる。

4 支出の上位者

(単位:円)

	今 回		前 回	
	候補者名(所属)	支出額	候補者名(所属)	支出額
1	福岡資麿(自)	14,106,977	山下雄平(自)	14,190,600
2	小野司(立)	10,833,952	犬塚直史(自)	11,437,869
3	上村泰稔(共)	4,318,446		
4	眞喜志雄一(自)	3,593,118		
5	稲葉継男(自)	3,356,162	—	—

令和4年7月10日執行 参議院佐賀県選出議員選挙 候補者別選挙運動費用収入支出表

(支出の制限額32,463,500円)

(単位：円)

候補者名	収入			支出										
	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食料費	休泊費	雑費	計
稲葉 継男	3,372,850	5,000	3,377,850	30,000	375,077	0	83,673	282,240	2,473,570	0	9,656	5,292	96,654	3,356,162
小野 司	6,000,000	0	6,000,000	1,295,000	879,329	280,860	336,912	2,288,054	4,793,907	44,420	406,210	0	509,260	10,833,952
上村 泰稔	1,381,446	0	1,381,446	0	180,000	0	180,000	727,100	3,083,273	0	16,693	131,380	0	4,318,446
福岡 資麿	1,290,000	7,000,000	8,290,000	1,489,860	2,407,706	258,775	1,262,383	2,225,429	5,011,038	33,632	755,164	192,400	470,590	14,106,977
眞喜志 雄一	536,130	64,100	600,230	0	0	0	44,900	112,300	2,992,888	0	0	19,200	423,830	3,593,118
合計	12,580,426	7,069,100	19,649,526	2,814,860	3,842,112	539,635	1,907,868	5,635,123	18,354,676	78,052	1,187,723	348,272	1,500,334	36,208,655

令和4年7月10日執行 参議院佐賀県選出議員選挙 選挙運動費用収入支出表

今回 (単位：円)

選挙区名	提出者数	収入			支出										
		寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雑費	計
佐賀県	5	12,580,426	7,069,100	19,649,526	2,814,860	3,842,112	539,635	1,907,868	5,635,123	18,354,676	78,052	1,187,723	348,272	1,500,334	36,208,655
平均		2,516,085	1,413,820	3,929,905	562,972	768,422	107,927	381,574	1,127,025	3,670,935	15,610	237,545	69,654	300,067	7,241,731

前回参議院佐賀県選出議員選挙時 (R1.7.21)

合計	2	16,247,729	0	16,247,729	2,236,880	3,044,358	757,458	2,059,592	4,377,380	9,913,776	372,596	1,420,542	336,280	1,109,607	25,628,469
平均		8,123,865	0	8,123,865	1,118,440	1,522,179	378,729	1,029,796	2,188,690	4,956,888	186,298	710,271	168,140	554,804	12,814,235

前回との増減

合計	3	-3,667,303	7,069,100	3,401,797	577,980	797,754	-217,823	-151,724	1,257,743	8,440,900	-294,544	-232,819	11,992	390,727	10,580,186
平均		-5,607,779	1,413,820	4,193,960	-555,468	-753,757	-270,802	-648,222	-1,061,665	-1,285,953	-170,688	-472,726	-98,486	-254,737	-5,572,504

選挙運動に関する収支報告書について

1 収支報告書の提出（公職選挙法第189条）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ次に掲げる期間までに、当該選挙を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

（１） 選挙期日の公示の日前まで、公示の日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に報告書を提出しなければならない。

（２） 上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に報告書を提出しなければならない。

2 収支報告書の要旨の公表（公職選挙法第192条）

収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、その要旨を公表しなければならない。

その公表は都道府県選挙管理委員会にあっては、県公報により行う。

3 収支報告書の保存及び閲覧（公職選挙法第192条）

選挙管理委員会は、収支報告書を受理した日から3年間保存しなければならない。

何人も上記の期間内においては、選挙管理委員会の定めるところにより当該収支報告書の閲覧を請求することができる。

4 会計帳簿の保存（公職選挙法第191条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならない。

○ 選挙運動に関する支出金額の制限

(公職選挙法第194条、公職選挙法施行令127条)

$$\begin{aligned} \text{制限額} &= 13 \text{円} \times \frac{\text{選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区の議員定数}} + 23,700,000 \text{円} \\ &= 13 \text{円} \times \frac{674,110}{1 \text{人}} + 23,700,000 \text{円} \\ &= 32,463,430 \text{円} \\ &\approx 32,463,500 \text{円 (100円未満切上げ)} \end{aligned}$$

※ 選挙人名簿登録者数は、当該選挙における選挙人名簿の選挙時登録の日現在における総数

選挙時登録の日 令和4年6月21日

(参考)

◎ 過去の制限額について

令和 元年7月21日執行 参議院佐賀県選出議員選挙
制限額 32,646,400円

選挙運動に関する収支報告書の費目

- 人件費 選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬
- 家屋費 選挙事務所の借上料、電話架設料、個人演説会場の借上料
- 通信費 電報、電話、葉書、封書等に要する費用
- 交通費 運動員、事務員、労務者に係る交通費（実費弁償）
- 印刷費 選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費等
- 広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用
- 文具費 紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等
- 食糧費 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等
- 休泊費 休憩及び宿泊に要した費用
- 雑費 ガス代、電気代、水道代及び汲取料等

※ 諸費目はおおよそ上記のように分類されるが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、おおよそ選挙運動に関する費用はすべて適宜上記の費目に当てはめ、記載されることとなる。

下記の支出は、広義では選挙運動に関する支出であるが、狭義では選挙運動期間外の支出であったり、候補者又は出納責任者の関知しない支出であったりすることから、公職の候補者個人の収支報告書に記載する必要がない。

(公職選挙法第197条)

1. 立候補準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
2. 立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
3. 公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
4. 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
5. 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
6. 参議院名簿届出政党等が行う選挙運動のために要した支出
7. 選挙運動用に使用する自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、修繕代等に要した支出